

益田市条例第14号

益田市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情により視覚的に表現する独自の言語である。ろう者にとって、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語として、大切に受け継がれてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

益田市においては、障がいのある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまちを築くことを目的とした益田市障がい者基本計画を策定するとともに、手話通訳者等の養成研修や手話通訳者等の派遣事業など、地域で障がい者が社会参加するための環境整備に取り組んできたところである。一方で、市民が手話に接する機会は少なく、市民の手話に対する理解が十分に深まっているとはいえない状況にあり、手話による意思疎通や情報の取得ができる環境を整備するため、さらなる取組を進めていかなければならない。

そこで、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の広がり及び手話文化の継承をもって、障がいの有無に関わらず全ての市民が基本的人権を有する個人として尊重され、地域で支え合いながらお互いの人格と個性を尊重し合うことができる社会の実現を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が共生できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (2) 手話通訳者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第78条第1項に規定する特に専門性の高い意志疎通支援を行う者のうち、手話通訳を行うものをいう。
- (3) 手話通訳者等 手話通訳者その他の手話による意志疎通支援を行う者をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境を構築するための施策の推進は、次に掲げる理念を基本として行うものとする。

- (1) 全ての市民が、人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会を実現すること。
- (2) 手話は、ろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であること。
- (3) ろう者が有する手話による意思疎通を円滑に図る権利は、尊重されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話による意思疎通を円滑に図ることができる環境を整備するために必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、市の施策に協力するよう努めるとともに、従業員に対する研修その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第7条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する益田市障がい者基本計画において、次の各号に掲げる施策の取組について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話による情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者等の養成、確保及び処遇改善のための施策
- (5) 手話を獲得する機会の確保のための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設置するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。